

(書評)

R. フード編

犯罪・犯罪学と公共政策

—ラジノヴィッツ卿献呈論文集—

庭 山 英 雄

1 はじめに

ラジノヴィッツは1906年にポーランドで生まれた。パリ、ジュネーブ、ローマで高等教育を受け、1928年にジュネーブ大学の助教授に就任した。翌年母国クラコウ大学の学位をとり、1932年にはワルソー自由大学の助教授に移った。1937年ポーランド政府の命を受けて、イギリスの刑罰制度研究のためケンブリッジに至り、爾来、同地にとどまることとなった。1939年には第二次世界大戦が始っており、戻るべき母国を失っていたであろうことは推測に難くない。渡英後約10年、1946年にケンブリッジ大学で研究副主任となり、ついで1948年には同大学トリニティー・カレッジ教員、翌年には刑事科学研究部主任に就任している。すでにローマ、クラコウ両大学で博士の学位をとっていたにもかかわらず、ケンブリッジでさらに研究を続け、1949年、51年にそれぞれ学士、修士の学位を取得している。1951年といえばラジノヴィッツはすでに45才の筈である。その精進ぶりは、晩学かつ怠惰のわたくしにきびしいむちを加えずにはおかない。やがて1959年には犯罪学担当教授、翌年には自ら創設に加わった犯罪学研究所の所長となった。その後10年足らずで、同研究所をして世界的な名声を受けさせるまでに発展させた。それよりさき、彼の学者としての地位を世界的に不動なものとしたのは、*History of the English Criminal Law and Administration, Vol. 1, 1948*であろう。しかしそこに至るまでに滞英10年余の雌伏がある。まさにローマは一朝にして成らずである。その主要な業績につ

いては、巻末に弟子の手になる文献解題が付されている。

ラジノヴィッツは1972年に犯罪学研究所長の職を退き、翌年法学部教授の地位をも退いた。しかしその後も学界活動を継続している。それらの消息ならびに各献呈者との関連については、編者の手になるイントロダクションに詳しい。彼は単なる学究の徒ではない。すぐれたオルガナイザーとしても知られている。右に記した犯罪学研究所を創設したのみでなく、イギリス政府部内に犯罪学研究班を設けることに力を尽し、さらにヨーロッパ全域にわたる共同研究体制の確立にも貢献している。この点については、献呈論文紹介の中で再び触れられよう。当然のことながら国連との関連も深い。国連社会防衛局の初代局長は彼であった。その関係もあってか、1971年京都で開かれた **The 4th UN Congress on Prevention of Crime and Treatment of Offender** に、刑事司法と犯罪者処遇とにおける最低基準について報告を寄せたことはまだわたくしたちの記憶に新しい。生涯を通じてリベラルな態度をくずさず、犯罪学をして独立の科学たらしめた彼の業績は高い評価に値いするといえよう。

編者のフード博士は、オックスフォード大学法学部の犯罪学担当Reader（イギリスの大学教員にはほぼ **Professor, Reader, Lecturer** の三段階があり、**Reader** は日本でいえば中堅教授位に相当しよう）であり、同大学のオールソールス・カレッジの **Fellow**（オックス＝ブリッジ両大学カレッジ教員の特別の呼称で、大変な権威と榮譽とを持つ）でもある。ロンドン大学の **L S E** (London School of Economics and Political Science) 卒業後、ケンブリッジ大学で博士の学位を取得した。ラジノヴィッツの最初の門下であり、1969—73年の間、犯罪学研究所の所長補佐兼大学院主任であった。ボースタルとセンタンシングの研究で知られている。

本書は、ラジノヴィッツの門下、同僚、知己によって献げられた本格的論文集である。序論、業績解題を含めると全部で30編、うち15編がイギリス以外からの寄稿であり、その国は、米・独・仏・伊・南ア・デンマーク・ノルウェー・フィンランド・ポーランドに及び、さらに国連が加わる。

内容別にわけると、人と業績5編、刑法1編、刑訴法4編、法社会学1編、比較法6編、犯罪学・刑事政策11編となる。もとより厳密には区別できない論文もあるが、以上の分類は、わたくし自身の読後感によった。本論文集は700頁になんなんとする大部であり、とても詳細を尽くすことはできない。刑訴法以外はごく簡単に触れるにとどめざるをえない。人をえて本格的論評の加えられることを期待したい。

このような自己の力量を超える紹介を企てたのは、ケンブリッジに留学して犯罪学研究所にいさか世話になったからばかりでなく、わが国においても、もう少しイギリス刑事法学に関心を抱いて欲しいと願うからに外ならない。

2 人と業績関係

①バトラー卿「ケンブリッジ犯罪学研究所の創設」（10頁。カッコ内数字は論文の頁数、以下同じ）

著者バトラー卿は、ケンブリッジ犯罪学研究所創設当時の内務大臣、現在はケンブリッジ大学トリニティー・カレッジの学長。同カレッジはケンブリッジきっての名門で、同カレッジの学長は今もってクイーンの任命の由。ラジノヴィッツもこのカレッジに長く所属し、強い愛着を抱いていたようである。マンハイム（ロンドン大学）、グリュンフト（オックスフォード大学）両碩学の引退のあと、それまでに折角築き上げられたイギリス犯罪学の伝統をどうやって守るかについて、著者は政府側委員として多大の努力をした。その苦心の結果がケンブリッジ犯罪学研究所というわけであるが、同研究所設立に際しての「金は出すけど口は出さない」イギリス政府のやり方は興味ぶかい。今やイギリスではクリミノロジーが重要な学問分野として認められるに至っているが、著者によればその功績のほとんどが同研究所に帰せられるとのことである。

②T・S・ロッジ「内務省研究班の創設」（14頁）

著者は内務省研究班（クリミノロジー）の創設者であり、同研究班の元主任でもある。本論文では、その設立の過程、その成しとげた仕事について

て詳細に語られる。当時ラジノヴィッツは、マンハイム、グリェンフートに次ぐイギリス・ナンバースリーのクリミノロジストとして、著者を種々助けたという。現在同研究班は、クリミノロジーに関する政府の政策決定に大きな貢献をしている。

③ I・アンティラ「ヨーロッパ犯罪学研究共同体の創設」(8頁)

著者はフィンランド(ヘルシンキ)の法務省付属犯罪学研究所の所長兼教授。本論文はその副題(サー・レオン・ラジノヴィッツとヨーロッパ委員会犯罪科学研究部門)に示されているごとく、ヨーロッパにおける共同研究組織へのラジノヴィッツの貢献を記したもの。著者は、ヨーロッパで過去10年間に犯罪学研究の方法が大きく変わった、と指摘する。それはひとくちでいえば「事実発見から政策決定へ」だという。犯罪学研究における「価値への自覚」(32頁)という著者の摘示は注目に値する。

④右の三編のほか、フード著「序説」とK.O.ホーキンス著「業績注解」(巻末)も、人と業績に属するが、簡単ながら「はじめに」の個所で触れたので、ここに繰り返さない。

3 刑訴法関係

①D.A.トーマス「刑事司法における自由裁量のコントロール」(18頁)

著者はケンブリッジ犯罪学研究所の研究副主任、兼ケンブリッジ大学トリニティー・ホール(ローヤー養成のカレッジとして設立されたことで有名)フェロー。

アメリカの行政法学者デービスは次のように述べた。①個別化が重大な意味を持つ法制度では自由裁量は不可欠②立法者の一番の目的は不必要な裁量権を取り除くこと③裁量権が与えられている場合には権利行使を組織化することが権利行使者およびその監督者の義務④裁量権はそれが行政司法いずれの領域であってもチェックシステムを持たなければならない。

以上のデービス理論を、イギリス刑事司法において検証(但し過去10年間)しようというのが本論文の目的である。

まず **Confining Discretion** (限定裁量)の問題がとりあげられる。そ

れは裁量を一定の限界内にとどめることを目的とし、その手段には②明文による①行政的ルールによる③裁量権の拡大を防ぐその他の方法による、の三つがある。ところが、最近の発展についていえば、立法者も裁判官も、実体法領域であまり意を払っていないという。唯一つの例外は薬物濫用法 *Misuse of Drugs Act, 1971* であり修正された厳格責任原則を採用し、構成要件を三重構造にして限定を強化しているという。

次いで *Structure Discretion* (組織裁量) の問題がとりあげられる。これは目的も手段も限定裁量の場合に同じであるが、行使の仕方をチェックするという点で異なる。著者は手段別に、実例をあげて順次検討する。すなわち、第一の立法による場合はまだセンタリングの場合にしか成功していない。第二の行政ルールによる場合はイギリスでは頗る不評判で実現の可能性はない。第三のその他の方法の中で一番重要なのはケースローによる方法であり、これの最大の欠点はアピールコート下の権限が直接にはマジストレーコートに及ばないところにあるが、上級裁判所によるチェックは次第にその領域を拡げつつあり、成功例としてパロールに対するそれが挙げられる。

以上の紹介からわかるように、本論文には事実認定の合理性の担保についての論述はない。事実問題は陪審、法律問題は裁判官という伝統的命題にそったものようであるが、近時この原則はかなり崩れてきている。たとえば1964年には再公判制度が採用された。また1907年の統一的上訴制度の樹立以来事実誤認の救済は次第に幅を広げてきている。事実認定における自由裁量のコントロールの問題にも触れて欲しかった。あえて触れなかったのなら、その理由を説明して欲しかった。これでは羊頭狗肉と評されてもやむをえないであろう。

②高裁判事ジェームス「刑事司法における自由裁量のコントロールについての裁判官覚書」(4頁)

本論文は右トーマス論文の書評。基本的にトーマスの論旨に賛成。但し、センテンスングに関し、アピールコートの裁量に批判があるとするな

ら、それは第一審と上級審との相互理解の不足によるものであり、早急に解決されるべきだとする。又、アピールコートの裁量が不当なら議会在これに介入できるが、過度の介入は裁判所の自由裁量権に対する侵害のおそれがあり、慎重になされるべきだとする。

③D.G.T.ウイリアムズ「訴追、裁量と警察の責任」(36頁)

著者はケンブリッジ大学法学部の憲法担当専任講師、兼エマニュエル・カレッジのフェロー。同カレッジはケンブリッジ大学では数少ないピューリタンの創立にかかる。アメリカのハーバート大学はこの卒業生 John Harvard の名を冠したものである。ハーバート大学と関連の深いカレッジ所属の憲法担当教員と聞いただけで、本論文の基本的動向についてはほぼ察しがつくと言ったら言いすぎであろうか。

本論文は、①序説②イギリスの訴追官③事実と規範とに関連する訴追判断④警察の責任、の四章から成る。第一章では著者の問題意識が説明される。イギリスでは警察の訴追裁量権行使に対して公衆からの広範な批判がある。しかし捜査の公開は被疑者の人権保障と捜査への障害との二つの理由から種々の法律で禁止されている。しかもイギリスでは捜査と訴追とがオーバーラップしている。そこで訴追も司法的抑制から免除されたような結果となっている。第二章ではイギリスの訴追制度の特質が説かれる。警察の責務は究極的には「訴追の決定」とされており、捜査と訴追とを切り離して考えることはできない。しかし訴追権は警察の独占ではなく、私人にもある。コモンローの特質とさえいわれるこの私人訴追は訴追官憲の *inaction* の違法をチェックする機能を果たしている。過去数十年、訴追権の中央集権化が画されたが Director of Public Prosecutions (公訴局長) のシステム以外いずれも認められなかった。Attorney General (法務長官) のもとに一括するとの有力な提案も、政治的運用のおそれから実現していない。

第三章はいわゆる訴追裁量の問題である。同意条項(特定事件の訴追には公訴局長の同意必要)が政治的運用との批判で問題化したことからもわ

かるように、訴追裁量にプリンシプルの導入は不可欠である。しかし裁量のファクターが広範で解決はむずかしい。現在アピールコートが重要なコントロールの機能を果たしているが、inactionの違法の場合には資料の公開がなく、抑制も及ばないとの欠点がある。下院でも討論されたが、成果はなかった。近時 Blackburn (No. 1～3) が突破口となって、ようやく警察の政策決定にも抑制が及ぶようになった。第四章は本論文のむすびにあたる。イギリスの警察には中央からの独立の伝統があり、各地区の警察の長が大きな権限を持ち、その決定には準司法的な力さえある。1962年の王立委員会の調査報告書も司法的抑制に限界があるとした。これを打ち破るべく、中央集権的警察機構やスコットランド式訴追機構の提案があったがいずれも実現をみななかった。結局訴追の不統一のコントロールは裁判所による監督、警察の長の自制に頼るほかない。

本論文を読んでいくつかの疑問がわく。まずソリシターと警察との関係である。イギリスでは、マジストレートコート扱いの軽微事件を除いて、警察は訴追をソリシターに依頼しなければならない。この場合ソリシターは警察の意のままになっているのか。著者は、一方でソリシターのローヤーとしての力を評価しながら、他方ではそれが抑制統一機能を全く持っていないような表現をしているがいったいどちらなのであろうか。次は統一的訴追機構の問題である。著者の見解はこれに賛同のようであるが、中央集権的官僚機構の弊害をどう見ているのか。この点甚だ甘い見通しを持っているように思われてならない。そして最後が警察への信頼の問題である（本論文の結論がわりと平凡なものに終わったのは、この点についての根本的な理解の差異にあるように思われる）。憲法学者である著者の警察—たとえ自治体警察であっても—への信頼はどこからくるのか。一層の検討を必要としよう。

④K. グリーナワルト「黙秘権についての展望」(34頁)

著者はコロンビア大学法学部教授。ラジノヴィッツは1964年以来同大学の準教授であり、今もそこに研究室をおく。その関係からか本書にもう一

人の同大学教授が寄稿している。本論文を読んで実にいろいろのことを感ずる。まずなによりも読み易い。おそらくわたくしたちの頭は知らない間にアメリカ的法学の表現と思考方法とに慣らされているのであろう。次にアメリカ法とイギリス法との大きな違いである。同じコモンロー系統に属しながら、細かく見るとまるっきり違う。アングロ＝アメリカ証拠法などと簡単に一括できるものではない。そして第三は有罪獲得拡大強化の方向への世界的まきかえし現象である。本論文でも随所にこのことがうかがわれる。

本論文の構成は次のようである。①序説②法の合理化③黙秘と有罪認定④黙秘権と人権⑤現行制度への影響⑥結び。

著者は黙秘権の定義から始める。黙秘権とは「被疑者が警察の質問に応じない権利であり、被告人が公判で供述しない権利である」と明快である。黙秘権については英米とも制約の方向が出ている(237頁)が、著者はとくにイギリス刑法改正委員会の第11報告書(刑事証拠法改正案)の提案に焦点をあて、その検討を通して自己の考え方を展開する方法をとる。著者の把握によれば右提案の骨子は、被疑者・被告人の沈黙→裁判所・陪審による不利益推定→警察による権利告知の廃止→自白の証拠能力制限緩和→有罪認定の拡大、という図式であり、委員会の意見によれば、右提案は警察に悪影響を与えず人権侵害のおそれもないという。

右のような提案は、当然、「法の合理化」(第2章)を目標として出されている。著者はその論点を、(A)非合理点(B)コモンセンスとの衝突(C)法律と実際との違い(D)実務上の難点、の4つにわけて分析する。とくにわたくしの注目を惹いたのは、「証拠法に関するかぎり信頼性のある自白に証拠能力を認めることは明らかにコモンセンスに合致する」(247頁)とする点であった。著者によれば、委員会は、圧力(oppression)によってえたとしても信頼性のある場合には証拠能力を与えるとの考え方を否定し、又、証拠能力制限をやめて信頼性の判断をすべて陪審にゆだねるとの考え方も否定して、警察の違法をチェックする方向(disciplinary principle)を

承認したという。

ついで著者は、被疑者・被告人の沈黙と有罪・無罪の認定との関係について論ずる。英米双方の文献を豊富に引用し、「黙秘権を否定したら果たして有罪認定・無罪認定のいずれが増加するか」について丹念に検討する。著者の一応の結論は「黙秘権の制限は有罪判決を受ける者の人数を増加させるだろうが、同時により少ない程度であるにせよ無実の者の処罰を増加させるだろう」(256頁)である。著者が、イギリスの刑法改正委員会はコモンローの原則たる無罪の推定に対して十分な敬意を払っていない、と批判する点には同感の念を禁じえない。もっとも、断定するにはなおエンピリカルな検討を必要とする、と著者の態度は慎重である。

第4章では、基本的人権としての黙秘権の性格が論じられる。ここでもかなり詳細な議論が展開されるが、結論的な部分は、「黙秘権とは沈黙するか否かの選択権を被疑者・被告人に保障すること」(要旨)である。したがって著者の立場からは、不利益推定条項も不当ではなく、沈黙から不利益推定を導くことができる。なぜなら、それはすべての被疑者・被告人に平等に適用され、彼らにしゃべるかしゃべらないかのいずれを選ぶかにつき、合理的な判断をくだす機会を保障しているからである(262頁)。しかし権利告知を警察告発の時点まで遅らせるとか、弁護人との接見交通を妨げるとかすることはできない。それは無知・貧困・虚弱性格の者に悪影響を及ぼすからである(263頁)。

第5章では「改正案が実施されたらどんな結果が出るか」が検討される。まず、警察官の違法を禁圧することを自白排除の目的の一つとして認める(多数意見)にしても「現行法ほどきびしくする必要はない」との委員会の意見に対しては、著者は「改正案は強制、誘導を助長し、やがて脅迫にまで発展させるおそれなしとしない(Police Cautionを否定するから)」と批判する。次いで著者は「強制には至らないが供述すべきか否かの選択自由権を削減する誘導が許容され、目撃証人を自白より軽視する傾向を生み、うそ発見器の使用を促して自由権を侵す」と懸念する。そしてさらに

「右の手段が委員会の目の敵とする職業犯罪人に対して用いられるならまだしも、政治的・個人的な敵に用いられるとなると、その弊害ははかりしれない」と憂える。

以上のような多彩な検討をふまえて「結論」の章に入る。但し、著者は、それらはいまだ十分な経験科学的なテストを経ていないので「現在のデータによれば」との条件付であると、あらかじめ断わっている。

著者の結論は、予想をうらぎってかなり警戒を要するたぐいのものである。まず、被告人になんらプレッシャーをかけてはならないとする議論には説得力がないという。なぜなら、弁護人の付けられている被告人に対し公判廷で一定のプレッシャーをかけることを許しても濫用の可能性はないからだ、と説明する。そこから著者は、被告人について不利益推定条項を適用することを否定しない。現在ほとんどの被告人が実際に供述しているし、陪審は裁判官による適切なコメントにもかかわらず沈黙に対して不利益推定を行なっている、との実状認識の上に立つ。次いで被疑者に対しプレッシャーをかけてはならないとの主張にも加担しない。その論拠はほぼ次のようである。

英米双方の現行法には欠陥がある。不正確な調書が採用され、利口で意志強固の者が得をする、というしくみになっている。それを防ぐためにはテープレコーダーの使用もいいが、特別に訓練された素人を取調べに立ち合わせる方がいい。ローヤーの立会があると、たしかに黙秘権その他の権利は守られるが、一方、えられた数少ない自白にきわ立って高い証明力が付与される結果を生む。一定の権利保障手段（素人の立会を含む）と不利益推定（これはまさしく供述促進へのプレッシャーである）とのコンビネーションなら右に触れたようなマイナスもない（なお、取調がマジストレートの前で行なわれれば最高だともつけ加えている）。

さて、本論文に対するわたくしの関心の焦点は、黙秘権の制約つまり不利益推定の許否にあった。すでに見たごとく、著者は実に巧妙な論法—エンピリカルではない—で肯定の結論を出した。正直なところ、「ミランダ

の国」の学者がこの種の論調をとり、それがラジノヴィッツ卿に献呈されるという事態を予測できなかった。

本論文を読んで痛烈に感じたのは、今世界的に起きている「まきかえし現象」についてであった。人権保障に行きすぎがあつて、自由社会が犯罪の脅威の前におののいているとの認識についてであった。イギリスの刑事証拠法改正案はまさしくそのような認識に立っていた。本論文を支える基本的認識も一著者はそれを明らかにしないが一右のようなものと思われる。

次に考えさせられたのは黙秘権とはなにかであった。プレッシャーと推定との双方との関係で、従前きわ立って対立する2つの考え方があった。犯罪鎮圧を第一義とする考え方は、プレッシャーを加えることと不利益推定との双方を許した。これに対し人権保障にウェイトをおく考え方は2つながら禁止した。本論文は両者を折衷し、前者を否定し後者を肯定する。つまり取調受忍・供述義務は否定したが不利益推定受忍義務を肯定した。さらに言いかえれば、従来のプレッシャー概念を否定し、あらたなプレッシャー概念を創設した。わたくしにいわせれば、これもクライム・コントロール・モデルの修正形式の一つである。黙秘権はデュー・プロセス・モデルの嫡子である。同モデルの創始者(Herbert L. Packer)は死んだが、彼の遺したモデルは死なせるべきではない。

4 刑法・少年法・法社会学・比較法関係

①D. J. ウェスト「性犯罪法改正の思想」(20頁)

著者はケンブリッジ犯罪学研究所 Reader 兼ダーウイン・カレッジ所属フェロー。①少女の同意年令②近親相姦③同性愛禁止法、の3つを中心に論じられる。イギリスのみでなくスコットランド、北アイルランドの性犯罪コントロールの様がよくわかる。現行刑法は大変きびしいが、それは社会悪としての性犯罪を除くベストの方法ではないとする点(486頁)は共感を呼ぶ。

②A. E. ボトムス「イギリス少年裁判所の非犯罪化傾向について」(28頁)

著者はイギリスのシェフィールド大学の犯罪学担当 Senior Lecturer。ケンブリッジ卒でラジノヴィッツの門下。本論文はイギリスにおける最近の少年裁判の動向を論じたもの。スコットランド、アメリカとの比較もなされており、専門家には興味深いものがある。

③A.モリス「スコットランドの少年裁判—1つの批判」(28頁)

著者はケンブリッジ犯罪学研究所の副所長でラジノヴィッツの門下(ケンブリッジ卒)。本論文は標題のとおり、スコットランド少年法の最近の動向を批判したもの。

④A.ポドゴレツキ「経験科学的に検証された法理学」(22頁)

著者はワルソー大学の社会学の教授。「法の受容は異なった社会では異なる」を始めとする10個の命題を検証する。この研究方法はまだデータ不足で伝統的な法学からの批判に十分応えられないがいずれ成果を挙げることができるとする。

⑤H.ウェクスラー「模範刑法典とアメリカの刑事立法」(50頁)

著者はコロンビア大学法学部憲法担当教授兼アメリカ法研究所教授。①刑法の目的と司法の要求②犯罪の心理的要素③特定犯罪の定義④判決宣告と犯罪者処遇、がとりあげられる。付録として「アメリカ刑事立法の現状の分類表」が付されている。右のアメリカの状況が一目瞭然、大変便利である。

⑥M.ロペツ=レイ「国連の社会防衛政策と犯罪の問題」(20頁)

著者は国連社会防衛計画顧問(元国連社会防衛局長)兼ケンブリッジ犯罪学研究所訪問研究員。社会防衛において国連の占める地位、その方針と全体的活動状況、マクロ犯罪問題とミクロ犯罪問題等が論じられる。今までのところ、各国政府の協力は必ずしも十分ではないようである(508頁)。

⑦H=H.イエシエク「西独と東独とにおける近時の刑事政策」(18頁)

著者は有名なマックスプランク外国・国際刑法研究所(フライブルク)所長。ドイツにおける刑法改正は戦後において社会構造の異なる2つの国にわかれたため、大変教訓的なものとなった。①死刑②囚人の処罰③自由

刑以外の処罰④付加的処罰⑤社会裁判所の刑法における機能，が論じられる。東独の有罪率が $\frac{4}{5}$ であるのに対し西独では $\frac{1}{3}$ にしかすぎないが，低率は自由の代価だという指摘が注目を惹く。

⑧最高裁判事 J. H. ステイン「南アフリカにおける刑罰の実際—過去10年の発展と改革の展望」（44頁）

著者は南アフリカ最高裁ケープ地方支部判事。主として刑政の実際が(a)立法(b)刑事裁判の順で説かれ，次いで(a)議会(b)裁判所(c)行政府の別で改革の展望が述べられる。「裁判所の構造」のほか2つの付録が付されている。それを読むと南アがコモンウェルス34ヶ国の1つであることがよくわかる。

⑨ P. H. ソロモン=ジュニア「ソビエト犯罪学の死と再生—1928~63年」（24頁）

著者はトロント大学政治学助教授。本論文はカナダで計画された大きなプロジェクトの1部。知られていそうで実はあまり知られていないソビエト犯罪学の歴史的素描である。1953年3月スターリンの死以降の刑事法再建の様子は興味ふかい。

⑩ G. バサーリ「マフィアに関するイタリヤでの研究」（28頁）

著者はローマ大学刑法担当教授兼弁護士。本論文はシシリーのマフィアにつき，その再生，本質的性格，政治・汚職・犯罪との関係，起源・理由・発展，それへの対策，同対策の困難について順次述べたもの。冒頭にイタリヤ国会委員会調査報告（1971—72）について解説がなされている。小説を読むような面白さと言つたら，著者に失礼であろうか。

5 犯罪学・刑事政策関係

① F. H. マクリントック「犯罪状況に関する事実と神話」（14頁）

著者はエジンバラ大学犯罪学教授で本書の編集顧問。本書の構成は，①序説②統計と暗数③犯罪記録の分類④統計と刑事司法⑤結び，の順となっている。イギリスの犯罪状況についての統計研究にはすでに200年の歴史があるが，いわゆる官庁統計による研究については近時，その資料としての妥当性に疑問が持たれ，著者によれば現在犯罪学は種々の刑事統計を，

議会およびコミュニティーに役立つ目的で扱っているという(46頁)。官庁統計がかって作りあげた「神話」は今や白日のもとに曝されているというべきか。

②N.D.ウォーカー「犯罪学と失われた原因」(16頁)

著者は現ケンブリッジ犯罪学研究所長・教授。犯罪学の一論点である原因論つまり「複合要素説」と「統一理論」との対立について論じたもの。比喩的表現が多く難解。犯罪学専門家の批評に俟つ。

③K.O.クリスチャンセン「デンマーク双生児に見る重大な犯罪傾向と一緻性」(13頁)

著者はコペンハーゲン(デンマーク)大学犯罪科学研究所教授。本論文は素質と養育との関係を検討したもの。次の構成をとる。①サンプル②犯罪の意味と分類③一致判断の尺度④双生児の共同作因⑤結果⑥討論⑦結論。

④M.E.ウォルフガング「同一年令集団における犯罪」(14頁)

著者はペンシルバニア大学の犯罪学刑法学研究センター教授、本書の編集顧問。1945年フィラデルフィアの一地域に生まれた少年群(3475人)の非行におち入るプロバビリティーについて調査検討したもの。

⑥T.セリン「どれい制度と犯罪の処罰」(14頁)

アメリカの犯罪学者セリンといえは紹介するまでもあるまいが、著者はペンシルバニア大学教授、ラジノヴィッツの旧友。本論文はゲルマン社会で確立されたどれい制度がその後どのように変化し刑法の成立に影響を及ぼしたかを論究したもの。

⑥J.P.マーチン「警察のマンパワー研究の範囲」(15頁)

著者はサザンプトン大学の社会行政担当教授。①意義②調査にまつわる問題③研究の価値④将来の展望、という構成。右研究は警察のためにやるのではなく、社会での警察の占める位置を確かめるためにやるのだという。マンパワー研究はサービスコストを知るための一要素である。

⑦D.R.クレッシー「法、秩序とモータリスト」(22頁)

著者はカリフォルニア大学（サンタバーバラ）の社会学教授。有名な犯罪社会学者。本論文は、自動車の出現と増大が法と秩序とにどんな影響を与えたかを論じたもの。アメリカのみでなくイギリスその他にも適宜触れる。きわめて明快。刑訴法学者として見ると、交通事犯者の逮捕における不公平さが逮捕全般につき警察官各人の偏見の表現という印象を広めた（234頁）との指摘は面白い。

⑧M.アンセル「犯罪学といわゆる刑事政策との関係」（12頁）

仏最高裁判事裁判長，同学士院会員，パリ大学比較法研究所長。この著者も有名で紹介の必要もないほど。本論文の構成は①序②連帯の強化③犯罪学と実効性ある政策④協働への障害，となっている。刑事政策は犯罪科学に依拠すべき旨を説く。法律家，裁判官のクリミノロジストへの不信が，協働の障害の一原因という指摘（277頁以下）は痛い。

⑨N.クリスティー「刑事裁判の効用と社会的価値」（16頁）

著者はノルウェー・オスロ大学の犯罪学刑法学研究所教授（犯罪学）。本論文の構成は次のようである。①序②犯罪の処理③危険性の予防④他人へ恐怖を吹きこむこと⑤裁判所への機能⑥評価の3形式。10人の有罪者を逃がしても一人の無実者を罰してはならないということは望ましいが，危険予防のためにはそうばかりは言っていないとの叙述（287頁）は，刑訴法学者としては納得できない。又，第5章では，裁判所はその有すべき「価値純化機能」を取り戻すべきだと説かれているが，「価値」の基準が問題であろう。

⑩R.フード「犯罪学と刑罰の変化—政府への最近の進言の性格・影響についての事例研究」（41頁）

著者は本書の編集責任者。本論文の内容は①序②特殊の進言かそれともマスタープランか？③傾向の変化と政策の変化—宣告中止の例④犯罪・犯罪人と共同社会。イギリスでの非拘禁方式処遇の採用に至るまでの過程つまり Criminal Justice Act, 1967, 1972が議会を通過するまでの論争の経過がよくわかって面白い。ラジノヴィッツおよびその門下の活躍が目立つ。

6 おわりに

(1)わたくしのような犯罪学の門外漢が、本書を読んでみようと思いついたのには、さきに述べたような理由が間接的には存在したからであるが、直接には書名中の文字“Public Policy”に惹かれたからであった。1年間の滞英中、折りに触れこの言葉の意味をさぐってみたが、必らずしも明らかでない。そこで本稿では直訳して「公共政策」としておいたが、どうもびったりしない。さりとて「刑事政策」「社会政策」でもない。それはやはり「パブリックポリシー」（国民による国民のための政策）としか訳しようのない概念のようである。

編者フードは、本書の書名の由来を説明した個所（イントロダクションの7頁）で、ラジノヴィッツの次の文章を引用している。「クリミノロジストは多くの法的問題・刑事上の問題が、彼らの手に入るクリミノロジカルな事実的証拠のみで排他的もしくは優先的に決定できないことを自覚しなければならない。そこには『公共道徳・社会的必要・人権保障と社会防衛の要請との微妙かつ重大な調和』という、底ふかく息の長い問題がひそんでいる。それが刑事政策を支え、しばしばエキスパートの結論をさえ踏みにじる」これによると、パブリックポリシーとは、わが国でよく用いられる公共の福祉の概念とは異なり、いくつかの要請の調和概念でありながら、人権保障のニュアンスを強く持った概念であることがわかる。

(2)ケンブリッジ大学犯罪学研究所紹介のパンフレットによると、同研究所ではクリミノロジーの主要全科目についての研究が行なわれているという。その科目を見ると、①犯罪学基礎理論と犯罪社会学②それらの精神医学的・心理学的側面③犯罪学研究の方法論④犯罪の予防と犯罪者の処遇⑤刑法・刑事訴訟法の発展、となっている。⑤の意味はかなり幅広い。同研究成果の公刊を見ると、わが国では明らかに刑事訴訟法学に属すると思われるものさえ含まれている。そこで、わたくしは、同研究所のいうクリミノロジーとは歴史的かつ科学的な犯罪へのアプローチという風に広い意味に理解している。実際、ケンブリッジ大学の法学部の講義を聴いてみた

が、刑事法関係に関するかぎり、歴史的・科学的な視点は感じとれなかった。もちろん判例に依拠しての理論展開なので、全くの観念的議論であるはずはないが、なお概念法学的な色彩を色濃く持つとの感じを否定できなかった。ラジノヴィッツがポーランドからやってきて、犯罪学研究所を創設し自ら永らく所長を勤めたのには、やはりそれだけの理由があったように思われる。なおラジノヴィッツの蔵書はそのまま研究所に残されているが、犯罪学に関する世界的なコレクションとして有名である。

(3) 将来ケンブリッジを訪れるかも知れない刑事法学徒のために、同大学の講義を紹介しておく（1974—75学年度）。

①犯罪学研究所関係

Prof. N. D. Walker and Miss J. F. S. King, *Developments in Penal Theory and Practice.*

Dr. D. J. West and Dr. D. P. Farrington, *Psychiatric and Psychological Aspects of Crime and Treatment.*

Dr. D. P. Farrington, *Methods of Criminological Research.*

Mr. D. A. Thomas, *Administration of Criminal Justice.*

②法学部関係

Prof. Glanville Williams, Mr. P. R. Glazebrook and Mr. J. R. Spencer, *Criminal Law.*

Mr. R. N. Gooderson, Mr. J. A. Jolowicz, *Procedure and Evidence.*

Prof. N. D. Walker, Mrs. A. Morris, Dr. D. J. West and Mr. D. A. Thomas, *Criminology.*

Mr. K. Polack and Mr. D. J. Hayton, *English Legal System.*

Mr. D. E. C. Yale and Dr. J. H. Baker, *History of English Civil and Criminal Law.*

Prof. Archibald Cox, *Aspects of the American Constitution.*

Mr P. T. Wallington, *Civil Liberties.*

ケンブリッジ、オックスフォード、ロンドンの3大学を比較してみる

と、ケンブリッジは犯罪学，オックスフォードは証拠法，ロンドン大学は比較刑事法の講義がそれぞれ充実している。ことにオックスフォードの証拠法関係の講義の充実は圧倒的である。実際に右3大学の講義もしくはゼミナールに出席しての感想をいうと，ロンドン大学は市民大学としての創立の背景を持つだけに，そこでの講義・ゼミも自由・革新の雰囲気溢れている。ロンドン大学と同じ系統のバーミンガムやリーズなどの地方大学も近時充実してきており，すぐれた刑事法研究者を擁するに至っている。日本にいと情報が限られていてオックスブリッジ，ロンドンのみに目が向けられがちであるが，今後は有力な地方大学の研究動向にも注目する必要がある。この点については，機会をえて，詳しく記したいと思っている。

(4)本書を一読しただけでもわかるように，イギリスの法制度はわが国と異質である。一論文を紹介するのにも，しばしば言葉の定義から始めなければならぬ。したがってイギリスの刑事法を学んでも，直接的には大きく得るところはない。具体的問題を持ち込んで解決の指針を掴もうとすると，日本法にとってマイナスの解答が出てくることさえある。そんなところから，わが国の刑事法研究者は従来イギリス研究を敬遠してきた傾向があるが，なぜ異質なのか，その背景に遡って考えてみる必要がある。わが国とイギリスとの法制度の根本的相違は，官僚司法と民衆司法というところにある。これを平野教授の表現をもってすれば「官僚的裁判機構」と「民主的裁判機構」というところにある。わが国の刑事訴訟法上の問題に限っていえば，民衆司法—すくなくともその理念—の採用によって解決されるものがほとんどである。帰国後間もなく大阪の刑法学会大会で「実体的真実主義とデュール・プロセス」なるテーマの報告と討論とを聴きながら，そのことを痛感した次第であった。

《付記》 本稿は縦書の原稿をそのまま印刷に付したものである。
文中「右の」は「以上の」に読み変えて頂ければ幸いである。